

# 群馬労働局 沖電気子会社に指導

# 直接雇用 義務あり

## 派遣労働者問題

沖電気工業の子会社でプリンター事業を展開する沖データ高崎事業所（本社・東京都）の派遣労働者の30代男性が、直接雇用するよう行政指導を求めている問題で、群馬労働局が同社に対し、労働者派遣法違反があったとして、是正指導を行っていたことが、3日までに分かりました。



沖データ高崎事業所が入るビル＝高崎市

男性は2003年4月から、多機能複合機やプリンタの品質評価業務などに8年5カ月携わってきました。契約上は、派遣期間に制限がなく業務内容が限定されている「政令26業務」に該当する「機械設計業務」「ソフトウェア開発業務」でした。

しかし、実際は、同事業所の正社員や関連子会社の正社員への教育、所属部署や開発プロジェクトの管理・運営など契約内容を逸脱した業務を任せられ、11年9月に契約解除されました。

ユニオンに加入した男性は、仕事の実態が、労働者派遣法で派遣期間に制限のある一般業務（原則1年、最長でも3年）にあたるなどとして、労働局に申告しました。

その結果、同労働局は2月17日、業務実態は一般業務であり同法40条の2（派遣受け入れ期間制限）に違反していると認定し、沖データには是正指導しました。同社に、直接雇用義務が存在していたと認定されたことになりました。

男性は「非正規労働者はいつクビを切られるかわからない不安にさいなまれながら働いています。これでは仕事に情熱が持てないし、いいものにつくれません。今回の是正指導は大きな前進。直接雇用を求めて最後までたたかいます」と話しています。

「指摘を真摯（しんし）に受け止めて対処し、再発防止に努める」と

コメントしました。男性が求めている直接雇トできない」として、用については「団体交

渉の最中なのでコメントできない」としています。

同時期に電機・情報  
沖データ広報部は